

## 事故受付サービス

東京海上日動のサービス体制なら安心です  
－ 365日24時間のサポート体制 －

### 東京海上日動安心110番

事故の報告・ご相談をフリーダイヤルで承ります。  
いざというとき、全国どこからでも、ご利用頂けます。

#### 事故の受付・ご相談

受付時間：365日 24時間

受 付：フリーダイヤル

“事故は119番-110番”

**0120-119-110**

事故のご通知をいただく場合は必ず加入者番号をご連絡ください。

## 医師賠償責任保険 約款

# 賠償責任保険普通保険約款

〈ご説明〉

普通保険約款は、すべての契約に適用されます。

## 第1条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊(以下「事故」といいます。)について法律上の損害賠償責任を負担すること(以下「保険事故」といいます。)によって被る損害に対して、保険金を支払います。

## 第2条 (損害の範囲)

当社が保険金を支払う前条の損害は、次のいずれかに該当するものに限ります。

- ① 法律上の損害賠償金  
法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。
- ② 争訟費用  
損害賠償責任に関する争訟について被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
- ③ 損害防止軽減費用  
第12条(事故の発生)(1)③の規定に基づき被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続を行いまは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合(④)に規定する場合を除きます。)において、被保険者がその手続または手段のために当会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。
- ④ 緊急措置費用  
第12条(1)③の規定に基づき被保険者が必要な手続を行いまは手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用または当会社の書面による同意を得て支出したその他の費用をいいます。
- ⑤ 協力費用  
第13条(損害賠償請求解決のための協力)(1)の規定に基づき当社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

## 第3条 (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
身体の障害	人の傷害および疾病ならびにこれらに起因する後遺障害および死亡をいいます。
財物	財産的価値のある有体物をいいます。「有体物」とは、有形的存在を有する固体、液体または気体をいい、データ、ソフトウェアもしくはプログラム等の無体物、漁業権、特許権もしくは著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
損壊	滅失、破損または汚損をいいます。「滅失」とは、財物とその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。「破損」とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。「汚損」とは、財物が予定または意図されない事由によって汚れることによりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。

売上高	保険期間中に被保険者が販売または提供する商品またはサービスの税込対価の総額をいいます。
完成工事高	保険期間中に被保険者が完成させる工事に関する税込収益の総額をいいます。
賃金	保険期間中に被保険者が労働の対価として被用者に支払う税込金銭の総額をいいます。
入場者	保険期間中に施設に入場する利用者の総数をいいます。
他の保険契約等	第1条(保険金を支払う場合)の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

## 第4条 (責任の限度)

- (1) 当社は、法律上の損害賠償金については、1回の事故について、その額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。ただし、当社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された支払限度額(以下「支払限度額」といいます。)を限度とします。
- (2) 当社は、争訟費用については、その全額に対して保険金を支払います。ただし、法律上の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、次の算式により算出される金額のみに対して保険金を支払います。

$$\text{保険金の額} = \text{争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{法律上の損害賠償金の額}}$$

- (3) 当社は、損害防止軽減費用、緊急措置費用および協力費用については、それらの全額に対して保険金を支払います。

## 第5条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間(以下「保険期間」といいます。)の初日の午後4時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後であっても、当社は、保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

## 第6条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険(損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。)に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの(他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。)について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が告知事項について故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
  - ① (2)の事実がなくなった場合
  - ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。)
  - ③ 保険契約者または被保険者が事故による損害の発生前に告知事項につき書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社は、訂正の申

出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

- ④ 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、当会社は、第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した事故による損害には適用しません。

#### 第7条(保険金を支払わない場合)

当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 戦争(宣戦の有無を問いません。)、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議
- ③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮

#### 第8条(保険金を支払わない場合)

当会社は、特約を付帯した場合を除き、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ② 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑤ 排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任

#### 第9条(調査)

- (1) 被保険者は、常に保険事故の発生を予防するために必要な措置を講じるものとします。
- (2) 当会社は、保険期間中いつでも(1)の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。

#### 第10条(通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実)に限り、)が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社への通知は必要ありません。
- (2) (1)の事実の発生によって危険増加(告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。)が生じた場合において、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この

場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかず発生した事故による損害には適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。)を超えることとなった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) (6)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、第19条の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

#### 第11条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

#### 第12条(事故の発生)

- (1) 保険事故またはその原因となるべき偶然な事故が発生したことを保険契約者または被保険者が知った場合は、保険契約者または被保険者は、次の①から⑤までのすべての事項を履行しなければなりません。
    - ① 事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所・氏名を、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく当会社に書面により通知すること。
    - ② 他の保険契約等の有無および内容(既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。)を遅滞なく当会社に書面により通知すること。
    - ③ 他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続をすることおよび既に発生した事故に係る損害の発生または拡大を防止するために必要なその他の一切の手段を講じること。
    - ④ あらかじめ当会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。なお、応急手当、護送その他の緊急措置については、当会社の承認を得る必要はありません。
    - ⑤ 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちにその旨を当会社に通知すること。
  - (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)に規定する義務に違反した場合は、当会社は、第1条(保険金を支払う場合)の損害の額から次の金額を差し引いて保険金を支払います。
    - ① (1)①、②または⑤に規定する義務に違反したときは、それによって当会社が被った損害の額
    - ② (1)③に規定する義務に違反したときは、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
    - ③ (1)④に規定する義務に違反したときは、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額
- #### 第13条(損害賠償請求解決のための協力)
- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
  - (2) 被保険者が正当な理由なく(1)の協力の要求に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第14条 (保険料の精算)

- (1) 保険料が売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められる場合は、保険契約者は、保険契約の終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な書類を当会社に提出しなければなりません。
- (2) 当会社は、保険期間中および保険契約の終了後1年間に限り、保険契約者または被保険者の書類のうち保険料を算出するために必要と認めるものをいつでも閲覧することができるものとします。
- (3) (1)および(2)の書類に基づいて算出された保険料(保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、最低保険料とします。)と当会社が既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当会社は、遅滞なく、その差額を保険契約者に請求または返還します。

#### 第15条 (保険契約の無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。

#### 第16条 (保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者による詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

#### 第17条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

#### 第18条 (重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
  - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
    - ア.反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下同様とします。)に該当すると認められること。
    - イ.反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
    - ウ.反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
    - エ.法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
    - オ.その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
  - ④ (1)から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。)を解除することができます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、次条の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① (1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

#### 第19条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第20条 (保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第6条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 第10条(通知義務)(2)の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間(危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。)は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定により当会社がこの保険契約を解除することができるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害には適用しません。
- (6) (1)および(2)に規定する場合のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知して承認を請求し、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間(条件を変更する時以降の期間をいいます。)に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

#### 第21条 (保険料の返還一無効または失効の場合)

- (1) 第15条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効した場合は、当会社は、未経過期間(失効した時以降の期間をいいます。)に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

#### 第22条 (保険料の返還一取消しの場合)

第16条(保険契約の取消し)の規定により当会社が保険契約を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

#### 第23条 (保険料の返還一解除の場合)

- (1) 第6条(告知義務)(2)、第10条(通知義務)(2)もしくは(6)、第18条(重大事由による解除)(1)または第20条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間(解除の時以降の期間をいいます。)に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第17条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料から既経過期間(保険期間の初日から解除の時までの期間をいいます。)に対して別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、保険料が売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対す

る割合によって定められたものであるときは、第14条(保険料の精算)(3)の規定に基づいて保険料を精算します。

#### 第24条(先取特権—法律上の損害賠償金)

- (1) 第1条(保険金を支払う場合)の事故につき被保険者に対して損害賠償請求権を有する者(以下「被害者」といいます。)は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(第2条(損害の範囲)①の損害に対するものに限ります。以下この条において同様とします。)について先取特権を有します。
- (2) 当会社が第2条①の損害に対して保険金を支払うのは、次のいずれかに該当する場合に限ります。
  - ① 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済した後に、当会社から被保険者に支払う場合(被保険者が弁済した金額を限度とします。)
  - ② 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被保険者の指図により、当会社から直接、被害者に支払う場合
  - ③ 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被害者が被保険者の当会社に対する保険金請求権についての先取特権を行使したことにより、当会社から直接、被害者に支払う場合
  - ④ 被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(被害者が承諾した金額を限度とします。)
- (3) 保険金請求権は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または(2)③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

#### 第25条(保険金の請求)

- (1) 被保険者の保険金請求権は、第2条(損害の範囲)①の損害に対するものは保険事故による損害が発生した時に、同条②から⑤までの損害に対するものは被保険者が費用を支出した時に、それぞれ発生します。
- (2) 被保険者の保険金請求権は、次に定める時から、これを行使できるものとします。
  - ① 第2条①の損害に対するものは、判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と被害者の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および第1条(保険金を支払う場合)の損害の額が確定した時
  - ② 第2条②から⑤までの損害に対するものは、第1条の損害の額が確定した時
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを保険証券に添えて当会社に提出しなければなりません。
  - ① 保険金の請求書
  - ② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
  - ③ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
  - ④ 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
  - ⑤ 第2条②から⑤までの費用の支出を証する領収書または精算書
  - ⑥ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定められたもの
- (4) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を保険契約者または被保険者に対して求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければなりません。
- (5) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(4)に規定する義務に違反した場合または(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは

は変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第26条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、被保険者が前条(3)に規定する手続を完了した日(以下この条において「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
  - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認を行うため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数(複数に該当する場合は、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
  - ① (1)①から④までの事項を確認するために行う警察、検察、消防その他の公の機関による捜査、調査結果の照会(弁護士法に基づき照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日
  - ② (1)①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
  - ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
  - ④ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる事項の確認または照会もしくは調査に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくこれらの実行を妨げ、またはこれらに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

#### 第27条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額(以下「支払責任額」といいます。)の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

#### 第28条(時効)

保険金請求権は、第25条(保険金の請求)(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第29条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社はその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は、次の額を限度として当会社に移転します。

- ① 当社が損害額的全額を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権的全額
  - ② ①以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社に移転する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。保険契約者または被保険者が当社に協力するために支出した費用は、当社の負担とします。

### 第30条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

### 第31条(準拠法)

この保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

### 別表(短期料率表)

既経過 期間	7日 まで	15日 まで	1ヶ月 まで	2ヶ月 まで	3ヶ月 まで	4ヶ月 まで	5ヶ月 まで	6ヶ月 まで	7ヶ月 まで	8ヶ月 まで	9ヶ月 まで	10ヶ月 まで	11ヶ月 まで	1年 まで
短期 料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

ご注意:

(最低保険料)

最低保険料については、保険証券の最低保険料欄をご覧ください。同欄に特別の記載がない場合は、最低保険料は、1,000円となります。

## 医師特別約款

(ご説明)

この特別約款は、保険証券または明細書の特別約款欄にコード「92」、名称「医師」または「イシ」と表示されているときに適用されます。

### 第1条(保険金を支払う場合)

当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において医療業務(以下「業務」といいます。)を遂行するにあたり職業上相当な注意を用いなかったことに起因して他人(その医療行為の対象者となる者をいいます。)の身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生したこと(以下「事故」といいます。)につき、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害(以下「損害」といいます。)に対して、保険金を支払います。

### 第2条(保険期間と保険責任との関係)

- (1) 当社は、普通保険約款第5条(保険責任の始期および終期)(1)に規定する保険期間中に事故が発見された場合に限り、損害に対して保険金を支払います。
- (2) (1)に規定する「発見」は、被保険者が事故を最初に認識した時(認識し得た時を含みます。)、または被保険者に対して損害賠償請求が提起された時(提起されるおそれがあると被保険者が認識した時または認識し得た時を含みます。)のいずれか早い時点をもってな

れたものとします。

- (3) 同一の原因または事由に起因するすべての事故は、発生した時もしくは場所、発見された時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず1事故とみなします。なお、これらの事故は、最初に発見された時にすべて発見されたものとみなします。

### 第3条(保険金を支払わない場合)

当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、普通保険約款第7条(保険金を支払わない場合)および第8条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次のものの所有、使用または管理に起因する賠償責任
  - ア.被保険者が業務を行う施設または設備
  - イ.航空機、車両(原動力がもっぱら人力である場合を含みます。)、船舶または動物
- ② 名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任
- ③ 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任
- ④ 医療の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ⑤ 所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する賠償責任を除きます。

### 第4条(供託金の貸付等)

- (1) 当社は、この保険契約により当社が保険金を支払うべき場合は、保険証券記載の支払限度額の範囲内で、上訴のときの仮執行を免れるため被保険者が供託する供託金相当額を供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。ただし、同一事故につき既に当社が支払った保険金がある場合は、保険証券記載の支払限度額からその支払った全額を差し引いた額を限度とします。
- (2) (1)の規定により当社が供託金相当額を貸し付ける場合は、被保険者は、当社のために供託金(利息を含みます。以下この条において、同様とします。)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) (1)の貸付けが行われている間においては、保険証券記載の支払限度額は、その貸付金を既に支払った保険金とみなして適用します。
- (4) (1)の供託金が第三者に還付された場合は、その還付された金額の限度で、(1)の規定する貸付金(利息を含みます。)が保険金として支払われたものとみなします。

### 第5条(事故の発見)

保険契約者または被保険者は、事故を発見したときは、普通保険約款第12条(事故の発生)

- (1)①に規定する事項のほか、事故発見の日時を遅滞なく当社に書面により通知しなければなりません。

### 第6条(代位)

当社は、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対して普通保険約款第29条(代位)の規定に基づき取得する権利を行使しません。ただし、これらの者の故意による事故の場合を除きます。

### 第7条(読替規定)

この特別約款においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第5条(保険責任の始期および終期)(3)、第10条(通知義務)(4)および(7)、第18条(重大事由による解除)(2)ならびに第20条(保険料の返還または請求告知義務・通知義務等の場合)(5)および(7)	発生した事故	発見された事故

第6条(告知義務)(3)③	事故による損害の発生前に	事故が発見される前に
第6条(4)、第10条(4)および(7)ならびに第18条(2)	事故による損害の発生後	事故が発見された後

#### 第8条(普通保険約款との関係)

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款の規定を適用します。

## 廃業担保特別約款項 (医師特別約款用)

(ご説明)

この特別約款項は、保険証券または明細書の特別約款欄に「廃業担保」(「ハイゴウタンボ」)と表示されているとき、またはコード「34」と表示されているときに適用されます。

#### 第1条(保険金を支払う場合)

当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)および医師特別約款(以下「特別約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、この保険契約の保険期間開始前において特別約款に基づく保険契約の被保険者(以下「廃業前被保険者」といいます。)またはその使用人その他廃業前被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療業務(以下「業務」といいます。)を遂行するにあたり職業上相当な注意を用いなかったことに起因して他人(その医療行為の対象となった者をいいます。)の身体の障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生したこと(以下「事故」といいます。)につき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

#### 第2条(読替規定)

この特別約款項においては、普通保険約款および特別約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款 および特別約款の規定	読替前	読替後
普通保険約款第7条(保険金を支払わない場合)①	被保険者	被保険者もしくは廃業前被保険者
普通保険約款第8条(保険金を支払わない場合)①	被保険者	被保険者または廃業前被保険者
普通保険約款第8条(保険金を支払わない場合)②から④まで	被保険者	廃業前被保険者
特別約款第3条(保険金を支払わない場合)①	被保険者が業務を行う	廃業前被保険者が業務を行った
特別約款第6条(代位)	被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者	廃業前被保険者の使用人その他廃業前被保険者の業務の補助者

#### 第3条(保険料の返還)

普通保険約款第23条(保険料の返還-解除の場合)(2)の規定にかかわらず、普通保険約款第17条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除したときは、当社は、保険料を返還しません。

#### 第4条(普通保険約款等との関係)

この特別約款項に規定しない事項については、この特別約款項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款の規定を適用します。

## 代位求償権行使に関する特別約款項 (医師特別約款用)

(ご説明)

この特別約款項は、医師特別約款に適用されます。

#### 第1条(代位)

- 当社は、医師特別約款第6条(代位)に規定する被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者(以下「使用人等」といいます。)の故意による事故のほか、使用人等を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約がある場合に限り、普通保険約款第29条(代位)の規定に基づき取得する権利を行使することがあります。
- 保険契約者または被保険者は、当会社の求めに応じて、使用人等の保険契約について知っている事実を当会社に告げるとともに、調査について当会社に協力しなければなりません。
- 保険契約者または被保険者が正当な理由なく、(2)に規定する事実を告げず、または協力に応じない場合は、当社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第2条(普通保険約款等との関係)

この特別約款項に規定しない事項については、この特別約款項に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款および医師特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特別約款項の規定を適用します。

## 刑事弁護士費用担保特別約款項 (医師特別約款用)

#### 第1条(保険金を支払う場合)

- 当社は、この特別約款項により、医師特別約款(以下「特別約款」といいます。)第1条(保険金を支払う場合)に規定する事故(以下「事故」といいます。)に起因して被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合において、被保険者がその刑事事件に関する弁護士費用または訴訟費用を支出したことによって被る損害(以下「損害」といいます。)に対して、保険金を支払います。
- 当会社が保険金を支払う(1)の損害は、業務上過失致死傷罪の疑いに関する費用に限り、第2条(保険期間と保険責任との関係)

#### 第2条(保険期間と保険責任との関係)

当社は、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第5条(保険責任の始期および終期)(1)に規定する保険期間中に事故が発見された場合に限り、発見の時から事件確定の時までに発生した損害に対して、保険金を支払います。

#### 第3条(用語の定義)

この特別約款項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
業務上過失致死傷罪	刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致死傷罪をいいます。
送検	刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送致をいいます。
刑事事件	事故について、被保険者が送検されたことをいいます。
弁護士費用	被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。

訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます(ただし、予納された金額から訴訟費用の額に相当する金額を控除して残余がある場合は、その残余の額を除きます。)
発見	特別約款第2条(保険期間と保険責任との関係)(2)に規定する発見をいいます。
事件確定	刑事事件について、次のいずれかの状態になることをいいます。 ア 検察官が不起訴と判断したこと(検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。) イ 裁判所が略式命令を発したこと(その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。) ウ 第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪または無罪が確定すること(第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審または控訴審の判決を除きます。)

#### 第4条(保険金を支払わない場合—その1)

当社は、事件確定により被保険者が有罪となった場合は、保険金を支払いません。

#### 第5条(保険金を支払わない場合—その2)

- 当社は、次の弁護士費用を支出したことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
  - 刑法第2編第5章に定める公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に関する弁護士費用
  - 弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に関する弁護士費用
- 当社は、次の訴訟費用を支出したことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
  - 被保険者が刑事訴訟法第500条第1項に定める訴訟費用の裁判の執行免除の申立を行った結果、執行免除決定がなされた費用
  - 被保険者の共犯人が、連帯して負担する費用
  - 刑事訴訟法第1編第16章の規定により、国が被保険者に対して補償する費用

#### 第6条(保険金を支払わない場合—その3)

当社は、普通保険約款第7条(保険金を支払わない場合)に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- 被保険者または保険契約者の故意によって生じた事故
- 被保険者と同居する親族に生じた事故
- 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人に生じた事故
- 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する事故
- 所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する事故。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する事故は除きます。

#### 第7条(送検の通知等)

- 保険契約者または被保険者は、被保険者が送検された場合は、普通保険約款第12条(事故の発生)(1)①および②ならびに特別約款第5条(事故の発見)に規定する事項のほか、被害者に対する捜査の内容を含め、申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報を遅滞なく当会社に書面により通知しなければなりません。
- 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)の通知を行わない場合は、当社は、第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害の額からそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第8条(保険金の支払額)

当社が支払う第1条(保険金を支払う場合)(1)の保険金の額は、普通保険約款第4条(責

任の限度)の規定にかかわらず、被保険者1名あたり、保険期間を通じて下欄記載の支払限度額を限度とします。

支払限度額	500万円
-------	-------

#### 第9条(保険金の請求)

- 被保険者の保険金請求権は、普通保険約款第25条(保険金の請求)(1)および(2)の規定にかかわらず、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を支出した時から発生し、事件確定により第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害の額が確定した時からこれを行使することができるものとします。
- 被保険者が第1条(1)の保険金の支払いを請求する場合は、普通保険約款第25条(3)に規定する書類または証拠に加え、次の書類のうち、当社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
  - 判決書
  - 弁護士費用または訴訟費用の支出を証する領収書または精算書
- 当社が必要と認めた場合は、当社は、事件確定に先立って第1条(1)の保険金の全部または一部を被保険者に支払うことができます。この場合において、この特約条項の規定により保険金の支払いを受けられないことが確定したときは、被保険者は、受領した保険金を当社に返還しなければなりません。

#### 第10条(読替規定)

この特約条項においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第5条(保険責任の始期および終期)(3)、第10条(通知義務)(4)および(7)、第18条(重大事由による解除)(3)ならびに第20条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)(5)および(7)	発生した事故	発見された事故
第6条(告知義務)(3)③	事故による損害の発生前に	事故が発見される前に
第6条(4)、第10条(4)および(7)ならびに第18条(3)	事故による損害の発生後	事故が発見された後
第28条(時効)	第25条(保険金の請求)(2)に定める時	刑事弁護士費用担保特約条項(医師特別約款用)第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害の額が確定した時

#### 第11条(被保険者が複数の場合の約款の適用)

この保険契約の被保険者が複数の場合は、この特約条項の規定は被保険者ごとに個別に適用します。

#### 第12条(勤務医師包括担保特約条項が付帯された場合)

この保険契約に勤務医師包括担保特約条項(医師特別約款用)(以下「勤務医師包括特約」といいます。)が付帯された場合において、勤務医師包括特約第2条(被保険者の範囲)に規定する者を被保険者として当社が保険金を支払う第1条(保険金を支払う場合)(1)の損害は、勤務医師包括特約第1条(保険金を支払う場合)の医療業務に起因するものに限り、第13条(普通保険約款等との関係)に規定するものとします。

#### 第13条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款ならびに特別約款およびこれに付帯される他の特約条項の規定を適用します。